

法 学 号 外  
平成 29 年 4 月 18 日

各 私 立 学 校 長  
各 私 立 学 校 設 置 者  
(小・中・高・特) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

北方領土問題に関する研修や事業等についての周知について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

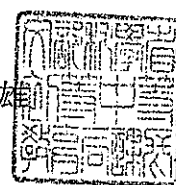
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29受初教課第2号  
平成29年4月13日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長 殿  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

合 田 哲 雄



(印影印刷)

北方領土問題に関する研修や事業等についての周知について（通知）

これからの我が国を担う児童生徒が、我が国の領土について正しく理解することは極めて重要であり、各学校においては、社会科等において、北方領土等に関し指導いただいているところです。

このたび内閣府から、各学校において独立行政法人北方領土問題対策協会等の行う北方領土問題に関する研修や事業への理解や教員等の参加についての配慮が得られるよう、当該事業の趣旨等に関する周知について、別添の通り協力依頼がありました。あわせて、「北方領土エリカちゃん」の動画やSNS、「北方領土学習教材集」及び「北方領土教育の在り方等調査」調査研究報告書における提言等に関する周知について、協力依頼がありました。

文部科学省においては、我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、「中学校学習指導要領解説」のうち社会編の一部、また「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び公民編の一部について、平成26年1月28日付けで所要の改訂を行ったところであり、各学校における領土に関する指導に当たっては、改訂後の「学習指導要領解説」を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いしているところです。加えて、平成29年3月に改訂し、平成32年度から順次実施される小学校・中学校の学習指導要領については、これまでにも明記されていた中学校社会科（地理的分野）に加え、小学校社会科、中学校社会科（歴史的分野、公民的分野）においても、北方領土について明記をしたところです。

29.4.13

法学第

号

については、北方領土問題に関する指導の重要性に鑑み、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の学校に対し、別添の研修や事業等について御周知くださいますようお願いいたします。

本件担当：

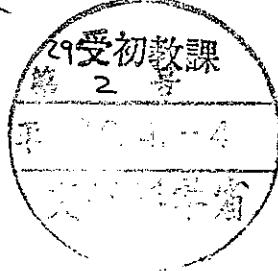
文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

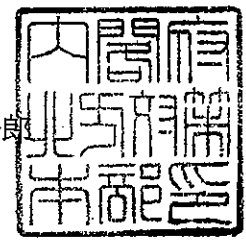
FAX：03-6734-3734



府北対第42号  
平成29年4月3日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
合田 哲雄 殿

内閣府北方対策本部参事官  
荒木 潤一 殿



平成29年度における教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する  
研修や事業の周知について

北方領土問題につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、北方四島の帰属の問題を最終的に解決して平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下、精力的に行われる外交交渉を後押しするため、北方領土問題に対する国民一人一人の関心と理解をさらに深め、返還要求運動の一層の発展を図っております。取り分け、次代を担う若い世代に関心と正しい理解を深めてもらうことが課題となっており、若い世代向けの広報・啓発活動や北方領土教育への取組が重要であると考えております。

特に、北方領土教育については、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(北特法)において、国は学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする旨が明記(※1)されるとともに、国の取組の方向性を定めた「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」において、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る旨が明記(※2)されております。

これらを踏まえ、内閣府では、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「北対協」という。※3)及び各都道府県に設置されている「都道府県民会議」(※4)等と連携して、全国の中学・高校生及び社会科担当教諭等を対象とした研修、教育関係者・青少年による北方四島訪問事業、教育関係者による「教育者会議」(※5)の活動に対する支援等を一層強化してまいります。また「教育者会議」の未設置県に対しても設立に向けた支援を継続してまいります。

つきましては、学校における北方領土に関する教育の重要性に鑑み、各学校等で別紙の北対協等主催事業を始めとする北方領土問題に関する研修や事業への教員の、特に「職務」としての参加や、生徒等の参加について、より積極的に御参加いただけるような特段の配慮が得られるよう、研修や事業の趣旨等について都道府県教育委員会等を通じて、所管・所轄の学校及び関係機関等へ周知していただきますようお願いいたします。また、北対協では、親しみやすいマスコットキャラクターである「北方領土エリカちゃん」による動画の配信やSNSによる分かりやすい情報発信を実施しており、これらを活用して北方

領土問題学習へのきっかけとしていただくとともに、「北方領土学習教材集」(別添1)についても、北対協に問い合わせただけければ、発送等の対応が可能であることについても、併せて周知していただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、「北方領土教育のあり方等調査」調査研究報告書(別添2)(内閣府北方対策本部ホームページにて掲載中)において、北方領土問題を児童・生徒に「自分ごと化」させるための施策について提言がなされております。つきましては、学校における北方領土に関する教育におきまして、当該提案を御参考に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※1 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(昭和57年法律第85号)(抄)

(北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発)

第四条 (略)

2 国は、国民が北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

※2 「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」(平成22年内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)(抄)

第一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項

1 基本的方向

(中略)

このため、情報化の進展に対応した効果的な情報提供及び啓発活動の拡充を図るとともに、学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る。また、国民世論の啓発に重要な役割を果たしてきた北方領土返還要求運動を一層強化するとともに、更に多様な地域、世代、立場の国民、とりわけ次代を担う若い世代に北方領土返還要求運動への参加を促す施策を推進する。

※3 独立行政法人北方領土問題対策協会

北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため、全国的な規模で啓発活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から設立された内閣府所管の独立行政法人であり、「独立行政法人北方領土問題対策協会法」(平成14年法律第132号)に基づき国民世論の啓発、北方四島との交流事業、北方領土問題等に関する調査研究、元島民等に対する必要な援護、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を行っている。

※4 都道府県民会議

民間運動関係者が中心となって運営する北方領土返還要求運動推進の地域基盤となる組織で別表に掲げるもの。

※5 教育者会議

教育関係者が中心となって学校教育における北方領土教育を推進する組織で別表に掲げるもの。平成29年3月現在、44都道府県に設置されており、引き続き同会議の全国的な設立の取組が進められている。

北対協等主催の教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する事業（平成 29 年度）

1. 北対協主催事業

- (1) 北方領土問題青少年現地研修会及び北方領土問題教育指導者現地研修会  
（8月上旬開催予定）

全国の中中学生及び学校教育現場で生徒を教育指導している社会科担当教諭等を北方領土返還要求運動の原点の地・根室市に集め、北方領土研修を通じて領土問題の理解と認識を深めてもらうこととしている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

- (2) 北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業（8月下旬及び9月上旬開催予定）

教育関係者及び青少年に北方四島を訪問する機会を創出し、在島ロシア人教育関係者及び青少年との相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。また、教育関係者及び青少年は、それぞれ訪問で得た知識、経験を活かして、北方領土に関する授業の実践や校外で報告、発表を行っている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

- (3) 北方四島交流青少年受入れ事業（5月下旬開催予定）等

在島ロシア人青少年を招聘し、同世代の日本人青少年との交流を通じて相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。なお、今年も、本青少年受入れ事業を東京都内で実施する予定である。また、一般（青少年を除く在島ロシア人が対象）受入れ事業を山梨県で10月上旬に実施する予定である。

- (4) 北方領土問題教育者会議全国会議（2月下旬開催予定）

教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業に参加実績のある教育関係者等が中心となって設立した教育者会議の代表を集めて、各教育者会議の連携を図るとともに、内閣府、外務省及び文部科学省からの政府説明を行い、更に同会議の当面の課題と問題点及び今後の取組等について協議を行う会議であり、平成17年度から実施している。

- (5) 「北方領土に関する」全国スピーチコンテスト（6月下旬募集予定）

次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、関心を持ち、北方領土に関する歴史等の知識を正しく理解することを目的として、全国スピーチコンテスト（中学生を対象）を実施している。

内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

- (6) 「えとぴりか」巡回研修事業（10月下旬から11月上旬にかけて開催予定）

北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を交流等事業だけでなく、青少年等に対する啓発事業にも利用するため、本船舶を交流等事業実施期間前後に全国の港に巡回させ、次代を担う青少年等を対象とした研修事業を実施している。

## 2. 都道府県民会議主催事業

### (1) 北方領土問題地域青少年育成事業

都道府県を6つのブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄。以下同じ。）に分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として教育者会議と連携を図り、北方領土問題に関する青少年交流会を実施している。

交流会には、ブロック内の各都道府県から幅広く青少年が参加し、北方領土問題について正しい理解と関心を深めている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

### (2) 北方領土問題教育指導者地域研修会

都道府県を6つのブロックに分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として、教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業に参加実績のある教育指導者及び教育者会議の代表を集めて地域研修会を実施している。地域研修会では、各都道府県における北方領土教育の進め方についての情報交換及び意見交換が行われ、更なる北方領土教育の充実・強化が図られている。

なお、本事業は従前から、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を得て実施しており、今年度も申請をする予定である。

### (3) 北方領土青少年等現地視察事業

都道府県民会議が教育者会議と連携を図り、構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に自らの目で北方領土を見てもらうとともに、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近に捉えてもらうことにより、返還要求運動の確実な継承を図ることを目的として実施する。

### (4) その他、都道府県民会議主催事業への教育者及び青少年の参加（大会、研修会、講演会など）

## 3. 北方領土問題教育者会議主催事業

各都道府県の学校教育における北方領土教育の推進及び定着化を図ることを目的に、平成15年度から教育者会議設立の取組が行われている。現在では、44都道府県において教育者会議が設立されており、引き続き同会議の全国的な設立の取組が進められている。教育者会議の活動内容は、次のとおりである。

〔教育者会議の活動内容〕

- ・公開授業の実施
- ・作文コンクール等の実施
- ・中学校等を巡回するパネル展の実施
- ・北方領土問題教育指導者現地研修会及び北方領土問題青少年現地研修会への派遣
- ・青少年訪問事業への教員及び生徒の派遣
- ・北方領土教材等の作成
- ・語り部による講演会
- ・北方領土巡回学習会（映画「ジョバンニの島」上映会の実施等）の実施
- ・その他（会議運営に関する総会、理事会の開催等）

## 「北方領土学習教材集」について

独立行政法人北方領土問題対策協会では、内閣府、文部科学省の協力の下、現役の先生方の参画を得て「北方領土学習教材集」を作成しています。「北方領土学習教材集」は、「個別の学習内容・項目」、「学習指導例（時間単位）」に分けて、それぞれ北方領土を授業で扱う場合の指導の流れや学習資料、ワークシートによって構成されています。

先生方がこれらの事例を参考として活用し、自身の創意工夫により指導内容を組み立て、より豊かな授業を行っていただけるように作成したものです。

※「北方領土学習教材集」に関する問い合わせは、独立行政法人北方領土問題対策協会業務グループ（啓発担当）03-3843-3630まで

この教材は、以下のような特徴を有しています。

(1) 個別の学習内容・項目ごとの授業の流れの例や教材を提供

北方領土に関する様々な側面を授業の一部の時間（おおむね10分程度を想定）を使って指導する場合の留意点や、学習資料、ワークシートを個別の学習内容・項目ごとに提供しています。北方領土学習に割くことのできる時間や扱いたい内容などに応じて、これらを選んで、又は組み合わせて活用することができます。

(2) 分野ごとに時間単位の授業の流れの例や教材を提供

地理、歴史、公民の各分野の時間単位の授業の流れの例と評価基準や指導上の留意点、及びこれらに沿った学習資料、ワークシートを提供しており、北方領土を授業で扱った経験があまりない方も、すぐに実際の授業に活用できます。

(3) 学習資料等の作成に活用できる素材集を提供

さらに、学習資料等の作成に活用可能な地図や年表、写真・イラストなど、多岐にわたる資料を素材集として提供しています。先生方が独自に学習資料やワークシートなどの教材を作成する場合には、御自身の授業のねらいや内容に応じて、素材集の中から適切な資料を選び、独自の教材作成に活用することができます。

(4) すべて加工可能な資料として提供

また、各種資料は、すべて加工可能なファイル形式（MS-WORD又は一太郎）で提供しており、いずれも先生方が御自身の考えにそって、適宜、手を加えた上で活用することができます（ただし、授業以外で活用される場合の著作権の取扱いや改変される場合の著作人格権の取扱いには御注意ください。）。



別表 都道府県民会議・教育者会議一覧

都道府県	都道府県民会議	教育者会議
北海道	北方領土復帰期成同盟	北海道北方領土教育者会議
青森県	青森県北方領土返還促進協議会	青森県北方領土研究教育者会議
岩手県	北方領土返還要求運動岩手県民会議	岩手県北方領土教育者会議
宮城県	北方領土返還要求宮城県民会議	
秋田県	秋田県北方領土返還促進協議会	秋田県北方領土研究教育者会議
山形県	山形県北方領土返還促進協議会	山形県北方領土問題教育者会議
福島県	北方領土返還要求運動福島県民会議	
茨城県	北方領土の返還を求める茨城県民協議会	茨城県「北方領土問題」教育者会議
栃木県	北方領土返還要求運動栃木県民会議	
群馬県	北方領土返還要求群馬県推進連絡協議会	北方領土を考える群馬県教育者会議
埼玉県	北方領土返還要求運動埼玉県民会議	埼玉県北方領土教育者会議
千葉県	北方領土返還要求運動千葉県民会議	千葉県北方領土問題教育者会議
東京都	北方領土の返還を求める都民会議	北方領土の返還を求める都民会議教育者会議
神奈川県	北方領土返還要求運動神奈川県民会議	神奈川県北方領土問題教育者会議
新潟県	北方領土返還要求運動新潟県民会議	新潟県北方領土問題教育者会議
山梨県	北方領土返還要求運動山梨県民会議	山梨県北方領土問題教育者会議
長野県	北方領土返還要求長野県民会議	北方領土問題教育者会議
富山県	北方領土返還要求運動富山県民会議	富山県「北方領土問題」教育者会議
石川県	北方領土返還要求運動石川県民会議	石川県北方領土問題教育者会議
福井県	北方領土返還要求運動福井県民会議	福井県中学校社会科授業研究委員会
岐阜県	北方領土返還要求運動岐阜県民会議	北方領土を考える岐阜県教育者会議・国土学習推進委員会
静岡県	北方領土返還要求静岡県民会議	北方領土問題を考える教育者会議
愛知県	北方領土返還要求愛知県民会議	愛知県北方領土問題教育者会議
三重県	北方領土返還要求三重県民会議	三重県北方領土問題を考える教育者会議
滋賀県	北方領土返還要求運動滋賀県民会議	滋賀県中学校教育研究会社会科部会
京都府	北方領土返還要求京都府民会議	京都府北方領土教育者会議
大阪府	北方領土返還運動推進大阪府民会議	大阪府北方領土教育者会議
兵庫県	北方領土返還運動兵庫県推進会議	兵庫県北方領土教育者会議
奈良県	北方領土返還要求運動奈良県民会議	奈良県北方領土問題教育者会議
和歌山県	北方領土返還要求運動和歌山県民会議	和歌山県北方領土問題教育者会議
鳥取県	北方領土返還要求運動鳥取県民会議	鳥取県「北方領土問題」教育者会議
島根県	竹島北方領土返還要求運動島根県民会議	島根県竹島北方領土問題教育者会議
岡山県	岡山県北方領土返還要求運動県民会議	岡山県北方領土問題教育者会議
広島県	北方領土返還要求運動広島県民会議	広島県北方領土問題教育者会議
山口県	北方領土返還要求山口県民会議	山口県北方領土教育者会議
徳島県	北方領土返還要求運動徳島県民会議	徳島県北方領土問題教育者会議
香川県	香川県北方領土返還促進協議会	香川県北方領土問題教育者会議
愛媛県	北方領土返還要求愛媛県民会議	愛媛県北方領土問題教育者会議
高知県	北方領土返還要求運動高知県民会議	高知県北方領土問題教育者会議
福岡県	北方領土返還促進福岡県民協議会	福岡県北方領土問題教育者会議
佐賀県	北方領土返還要求運動佐賀県民会議	佐賀県北方領土教育研究会
長崎県	北方領土返還要求長崎県民会議	長崎県北方領土問題教育研究会
熊本県	熊本県北方領土対策協会	熊本県北方領土問題教育者会議
大分県	北方領土返還要求大分県民会議	大分県北方領土教育研究会
宮崎県	北方領土返還要求宮崎県民会議	宮崎県北方領土問題教育関係者会議
鹿児島県	北方領土返還要求運動鹿児島県民会議	鹿児島県北方領土教育研究会
沖縄県	北方領土返還要求沖縄県連絡協議会	沖縄県北方領土問題研究教育者会議

## 「北方領土教育のあり方等調査」実施報告書 (抜粋)

### 2. 調査全体を踏まえての提言

今回の調査結果から、今後の北方領土問題の啓発となる次世代へ向けた啓発手法を考える上で、北方領土問題を生徒に「自分ごと化」させる、北方領土を授業で教えやすくする、という点が特に重要と考えられる。

#### A. 北方領土問題を児童・生徒に「自分ごと化」させるための施策

##### 1. 児童・生徒の関心領域・得意分野にあわせて自分ごと化できる施策を考える

◆単に「北方領土問題」について、教えるだけでは「自分ごと化」させるのは、難しいと考えられる。児童・生徒に何らかの形で、関わらせることで、北方領土問題を自分ごと化させる。

##### <施策案1>

◆委員会活動や部活動などを中心に学校内で多くの人が関わるができる仕掛けを考える  
例) ポスター作品を募集

- 2月の「北方領土返還運動全国強調月間」にあわせ、全国の小中高校の児童・生徒を対象に、「北方領土の日」等、北方領土に関するポスターのデザイン案を募集。委員会活動や部活動、生徒会活動などを中心に取り組める内容にする。

##### <施策案2>

◆北方領土が返還された後の利活用を想定したプログラムコンテストの実施。

例) プログラムコンテストの実施 (小中高部門別)

- 北方四島の利活用を考えることは、北方四島の自然や資源等について、深く、真剣に考えることにつながる、理解することにつながる。
- 戦前までにどのような資源によって、生活が支えられ、どのような産業が興っていたのか、などの情報を調べて、理解することにつながる。
- また、返還後、ロシア人島民とどのような形で交流していくのか、という視点で、北方領土問題を考える機会にもなる。

##### <施策案3>

◆「北方領土問題」について、自分たちができる活動を考えさせる

例) ワークショップの実施

- 社会課題に対して、意識の高い児童生徒を募り、「北方領土問題」について、自分たちがどのようなことができるのか? どのようなことをする必要はあるのか? を議論してもらう
- 全国の学校のなかで、「北方領土問題」、及びその他の社会課題に対して意識の高い児童生徒に集ってもらい、校種別に議論してもらう。
- 歴史や経緯、領土権を主張する根拠や自分たちにとってのメリットといった点にまで議論のテーマが及ぶことが考えられ、より広い視点で、北方領土の問題を考えることにつながる。

→上記で示したような北方領土が返還された後の利活用を想定したプログラムをテーマとして採用することもできる

- このワークショップの活動（プロセス・結果）を発信することで、引率する先生に対する意識付け、所属する学校や児童生徒に対して、意識付けを行うことが可能になる。

※高校生を対象に、MDGs（エム・ディー・ジーズ）国連開発計画をテーマにした全国規模でのワークショップは開催されている

#### <施策案4>

- ◆自分たちに近い世代との交流、教えるという行動を通じて、「北方領土問題」に対する理解を深めさせる

例) 高校生と中学生との学習交流 教育大学生と高校生

- 社会的な課題に対する活動をテーマにしている教育大学の学部やゼミ、研究会等の学生と高校生との共同学習や研究をプログラムとして活用する。

→自分たちに近い世代と交流することで刺激になる

→同様に高校生と中学生との交流も考えられる

2. 北方領土に関する情報を自分以外の人に伝える行動を通じて、自分ごと化させる、より深い理解を促す

#### <施策案5>

- ◆下の世代（小中学生）に北方領土に関連することを教えることで、理解を深めさせる

例) 小中学校への出前授業

- 北海道内の一部の高校が取り組んでいる「出前教育講座」をシステム化・体系化して、より多くの高校に参加させる。その際に、北方領土「北方領土問題を知っても、らう」ための活動にボランティア参加を促す。
- 小中学生にとっても自分たちに比較的近い高校生が教えることで、通常の授業とは違った興味をもつ